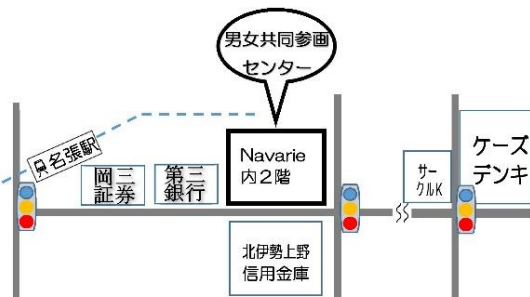


名張市男女共同参画 つうしん

第76号 2018年3月発行



★近鉄名張駅東口を出て、市役所方面へ徒歩5分

日本は
114位

ジェンダー・ギャップ指数2017

世界経済フォーラムが平成29年11月、「The Global Gender Gap Report 2017」において、各国における男女格差を測るジェンダー・ギャップ指数を発表しました。本指数は、経済、教育、政治、保健の4つの分野のデータから作成され、0が完全不平等、1が完全平等を意味しています。2017年の日本の順位は、144か国中114位（2016年は144か国中111位）でした。前回に比べ、経済、教育、保健分野の順位は上昇しましたが、政治分野は順位が下がりました。これは、主に、閣僚の男女比が昨年のジェンダー・ギャップ指数における基準値より低下したことによると考えられます。

ジェンダー・ギャップ指数（2017） 主な国の順位

順位	国名	値
1	アイスランド	0.878
2	ノルウェー	0.830
3	フィンランド	0.823
4	ルワンダ	0.822
5	スウェーデン	0.816
6	ニカラグア	0.814
7	スロベニア	0.805
8	アイルランド	0.794
9	ニュージーランド	0.791
10	フィリピン	0.790
11	フランス	0.778
12	ドイツ	0.778
15	英国	0.770
16	カナダ	0.769
49	アメリカ	0.718
71	ロシア	0.696
82	イタリア	0.692
100	中国	0.674
114	日本	0.657
118	韓国	0.650

☆ジェンダー・ギャップ指数・・・各国の社会進出における男女格差を示す指数。世界フォーラムが毎年公表しているもので、経済活動や政治の参画度、教育水準、出生率や健康寿命などから算出される。

男女共同参画に関する国際的な指数（内閣府男女共同参画ホームページ）

http://www.gender.go.jp/public/kyodosankaku/2017/201801/201801_04.html

男性の暮らし方・意識が変われば日本も変わる

厚生労働省は2020年までに、男性の育児休暇取得率13%の目標を掲げています。2016年度の育児休暇取得率は過去最高とはいえ3.16%でした。育児休暇を取得しなかった理由は「育児休暇制度の未整備」や「収入減少」、「職場が育児休暇を取得しづらい雰囲気だったから」、「残業が多い、繁忙期」だったなどが上位に上げられました。また、「男性も育児休業を取得できる」ことへの認知度の低さも影響しています。

6歳未満の子どもを持つ日本人男性の家事・育児に費やす1日あたりの時間を、2016年度の83分から、2020年には150分に増加させることを目標としています。

日本人男性も世界レベルの家事メンに

6歳未満の子供を持つ日本人男性の1日あたりの家事・育児時間を83分から2020年に150分に

※「仕事と生活の調和推進のための行動指針」(2007.12.18仕事と生活の調和推進官民トップ会議策定、2015.3.7一部改正)、「少子化社会対策大綱」(2015.3.20閣議決定)、「第4次男女共同参画基本計画」(2015.12.25閣議決定)



資料：Eurostat “How Europeans Spend Their Time Everyday Life of Women and Men” (2004)、Bureau of Labor Statistics of U.S. “American Time Use Survey” (2016) 及び総務省「平成28年社会生活基本調査」より作成。
注：日本の数値は、6歳未満の子供を持つ夫婦と子供の世帯に限定した1日あたりの「家事」「介護・看護」「育児」及び「買い物」の合計時間(週全体平均)

都道府県別 日本人男性の家事・育児平均時間

都道府県	家事・育児関連 総平均時間(分) ^{※1}	行動者率(%) ^{※2}	
		家事	育児
全国	83	18.6	30.4
北海道	61	14.4	32.3
青森県	74	21.9	32.6
岩手県	99	27.1	31.4
宮城県	85	18.8	33.2
秋田県	90	17.6	33.4
山形県	79	21.6	37.9
福島県	70	19.3	27.3
茨城県	57	20.5	22.5
栃木県	95	16.2	35.3
群馬県	102	22.0	37.1
埼玉県	89	21.3	36.1
千葉県	87	19.7	37.4
東京都	121	24.4	31.7
神奈川県	75	14.2	21.8
新潟県	78	16.8	29.9
富山県	65	25.1	33.7
石川県	81	26.8	27.7
福井県	81	28.1	31.8
山梨県	77	18.5	28.8
長野県	82	22.8	28.6
岐阜県	68	19.6	27.5
静岡県	81	14.9	31.5
愛知県	89	16.2	31.0
三重県	84	16.7	33.2
滋賀県	79	17.2	28.1
京都府	60	13.7	29.9
大阪府	85	17.1	27.0
兵庫県	85	21.8	41.2
奈良県	79	18.9	31.6
和歌山県	57	11.2	25.6
鳥取県	76	16.6	32.4
島根県	69	30.6	24.9
岡山県	57	19.9	25.7
広島県	90	18.4	29.2
山口県	103	13.9	33.7
徳島県	87	20.5	37.5
香川県	81	17.9	37.1
愛媛県	70	22.7	29.8
高知県	78	32.2	38.1
福岡県	58	9.4	19.6
佐賀県	96	15.8	23.5
長崎県	83	14.3	29.0
熊本県	68	12.1	26.4
大分県	88	20.3	33.0
宮崎県	75	16.8	23.1
鹿児島県	63	20.0	24.1
沖縄県	99	22.3	46.9

男性の家事・育児が日本の少子化を救う

子供がいる夫婦における夫の休日の家事・育児時間が増えると第2子以降の出生率が大幅に増加

出典：厚生労働省「第14回21世紀初年労働力調査(平成14年成年者)」(2015年)

注：1. 集計対象は、①または②に該当し、かつ③に該当する同居夫婦。

ただし、妻の「出生前アンケート」が得られていない夫婦は除く。

①第1回調査から第14回調査まで双方から回答を得られている夫婦

②第1回調査時に自身で第13回調査までの間に結婚し、

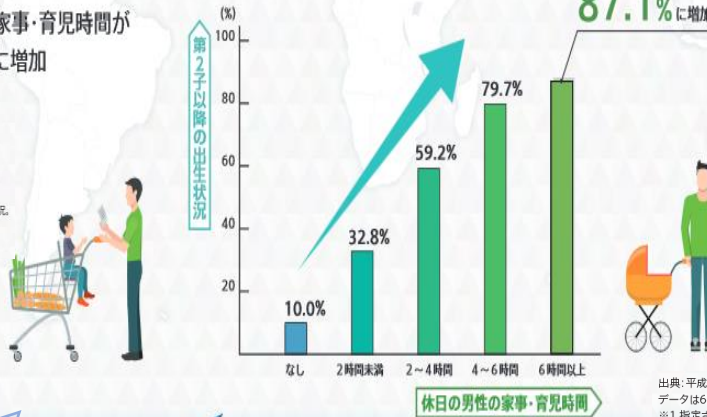
結婚後第14回調査まで双方から回答を得られている夫婦

③出生前調査時に子ども1人以上ありの夫婦

2. 家事・育児時間は、「出生あり」は出生前調査時の「出生なし」は第13回調査時の状況。

3. 13年間で2人以上以上出生ありの場合は、末子について計上。

4. 「総数」は、家事・育児時間不詳を含む。



出典：平成28年社会生活基本調査(総務省統計局)

データは6歳未満の子供がいる夫婦と子供の世帯に限定した夫の1日あたりの生活時間。

※1. 指定された2日間を15分単位で調査した「家事」「介護・看護」「育児」及び「買い物」の合計時間(週全体平均)。

※2. 都道府県別に、行動者数(調査日に当該行動をした人の数)÷調査対象者数×100(%)により算出

内閣府男女共同参画局 <http://www.gender.go.jp/>

休日の男性の家事・育児時間がゼロの場合、第2子以降の出生状況が10%、2時間から4時間になると59.2%まで上昇し、6時間以上になると87.1%に増加しています。

内閣府男女共同参画局 平成29年2月作成
男性の家事・育児参画コンセプトポスターより

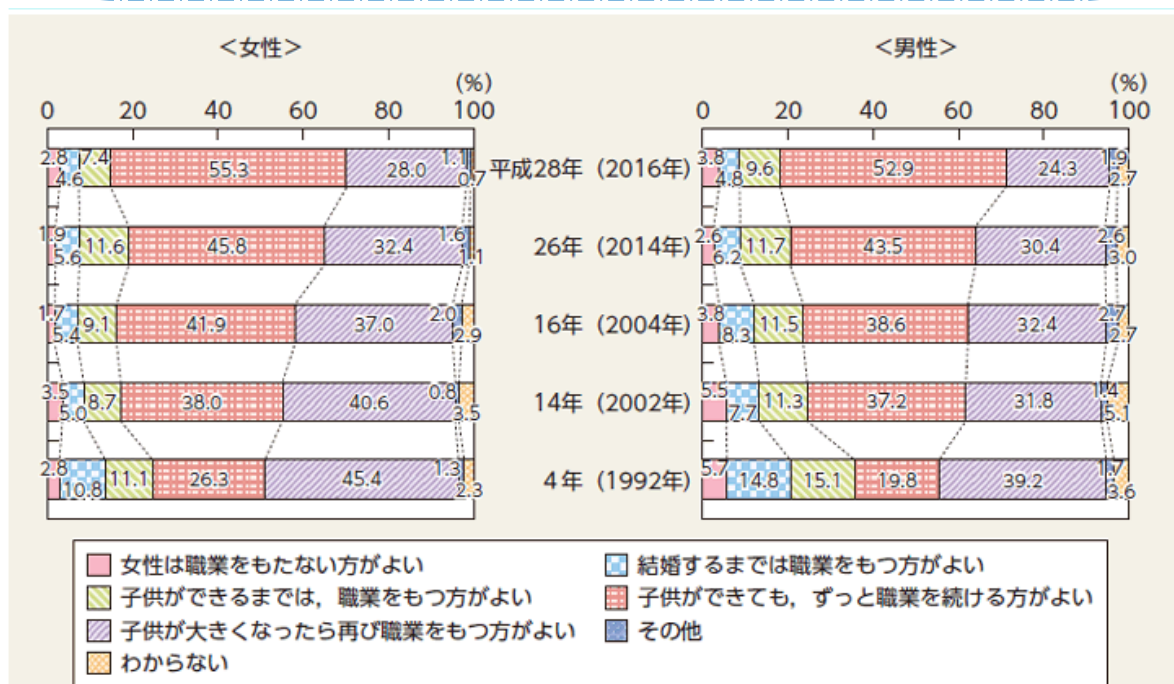
<http://www.gender.go.jp/public/conceptposter/>

「女性が職業を持つことに対する意識の変化」

女性の就業拡大には、仕事と育児等との両立支援のため、保育所等の育児基盤や育児休業制度等の整備・充実が大きく働いたとみられますが、女性が職業を持つことに対する意識が女性自身だけでなく男性を含め、社会全体として変化してきたのもその背景にあります。

女性が職業を持つことに対する意識について、1992年からの変化を男女別に見ると、1992年においては、「子供が大きくなったら再び職業をもつ方がよい」と答えた者の割合が、女性（45.5%）、男性（39.4%）ともに最も高くなりました。その後の変化を見ると、「子供が大きくなったら再び職業をもつ方がよい」の割合は男女ともに減少する一方、「子供ができて、ずっと職業を続ける方がよい」の割合が増加しました。2002年においては、男性は、「女性は職業を持たない方がよい」の割合と「結婚するまでは職業をもつ方がよい」の割合について、いずれも女性を上回るものの、「子供ができて、ずっと職業を続ける方がよい」の割合（37.2%）が「子供が大きくなったら再び職業をもつ方がよい」（31.8%）を初めて上回りました。続く2004年では、女性において、「子供ができて、ずっと職業を続ける方がよい」（41.9%）が、「子供が大きくなったら再び職業をもつ方がよい」（37.0%）を初めて上回りました。

最新の調査となる2016年では、「子供ができて、ずっと職業を続ける方がよい」と回答する割合が、男女ともに調査以来、初めて5割を上回りました。25年程度の間に、女性が職業を持つことに対する意識が社会全体として大きく変化しました。



(備考) 1. 内閣府「男女平等に関する世論調査」(平成4年)、「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成14年, 16年, 28年)及び「女性の活躍推進に関する世論調査」(平成26年)より作成。
2. 平成26年以前の調査は20歳以上の者が対象。28年の調査は、18歳以上の者が対象。



2018年 4月の相談日程

名張市男女共同参画センター




日	月	火	水	木	金	土	
1	2	3	4	5	6	7	
休館日	休館日				女性弁護士 による法律相談 10:00~12:00 13:00~15:00		
8	9	10	11	12	13	14	
休館日	休館日	人権相談 13:30~16:00		男性のための相談 17:00~19:00			
15	16	17	18	19	20	21	
休館日	休館日	人権相談 13:30~16:00		メンタルヘルス相談 10:00~12:00			
22	23	24	25	26	27	28	
休館日	休館日	メンタルヘルス相談 13:00~16:00					
29	30	 <p>●予約電話 63-5336 ※「女性のための相談」は、現在調整中です。</p>					
休館日							

女性のための相談	平成30年度「女性のための相談」については、現在調整中です。 (決まり次第ホームページに掲載致します。)		
女性弁護士による 法律相談	毎月 第1 金曜日	午前10時~正午 午後1時~3時	要予約 面談
男性のための相談	毎月 第2 木曜日	午後5時~7時	予約優先 電話相談可
メンタルヘルス相談 (男女共)	毎月 第3 木曜日 第4 火曜日	午前10時~正午 午後1時~4時	要予約 面談
人権相談	毎月2回 ※詳しくは、名張市人権センター(☎63-0018)へお問い合わせ下さい。		要予約 面談

相談室よりお知らせ

平成30年度「女性のための相談」日程は、現在調整中です。
(決まり次第ホームページに掲載いたします。)



名張市男女共同参画センター

三重県名張市希中央
5番町19番地

Navarie2階
名張市市民情報交流センター内



Tel 0595-63-5336
Fax 0595-63-5326
e-mail danjo-center@emachi-nabari.jp
<http://www.emachi-nabari.jp/danjo-center/>

ご意見・ご感想をお聞かせください。